

withコロナ、postコロナにおける地理教育のあり方オンライン交流会

## 文部科学省による各種通知と 地理教育の関係について

2020年5月16日(土)

三橋浩志(教科書調査官)  
＜文部科学省 初等中等教育局＞

### 三橋からの情報提供と問題提起(14時20分～14時50分)

#### 1. 文部科学省からの教科教育に関する各種通知

- (1)(2)授業時数、学習指導などに関する通知
- (3)入試に関する通知
- (4)ICT活用などに関する通知
- (5)「学びの保障」の視点から

#### 2. コロナ禍における地理教育の役割

- (1)地理教育が担うべきコロナ禍での役割
- (2)(3)地理教育・社会科教育におけるコロナ禍を教材化する視点

#### 3. 「withコロナ、postコロナ」と地理教育

※今日の報告は、一人の地理学、政策科学の研究者としての個人的な研究成果の報告であり、所属機関の公式見解ではありません。

## 文部科学省からの【教科指導】に関する主要な通知など

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00015.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html)

【特設HPで、ほぼリアルタイムで、ほぼ全ての各種通知を公開】

### 【(1)時間数などの学校運営に関する通知など】

- ① 『令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（事務次官通知）』 3月24日 **【休校ガイドライン】** →  
『新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & Aの 送付について（初中局健康教育・食育課長事務連絡）』 逐次更新5月13日 **【休校・再開Q&A】**
- ② 『新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（懇談会提言）』 → 『新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（初中局長通知）』 5月1日 **【再開ガイドライン】**

### 【(2)学習指導に関する通知】

- ③ 『新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い 学校に登校できない児童生徒の学習指導について（初中局長通知）』 4月10日 **【休業中指導】**
- ④ 『新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（初中局長通知）』 4月21日 **【学習保障】**
- ⑤ 『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等 の実施における「学びの保障」の方向性等について（初中局長通知）』 5月15日 **【学びの保障】**

【(3)入試に関する通知】

- ⑥ 『中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学 者選抜等における配慮事項について（初中局長通知）』 5月13日 **【高校入試】**
- ⑦ 高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和3年度大学入学者選抜 における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について（初中局長通知） 5月14日 **【大学推薦等入試】**

【(4)ICT活用に関する通知など】

- ⑧ 『新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のための ICT の積極的活用について（初中局情報教育・外国語教育課長事務連絡）』 4月23日 **【ICT対応連絡】**
- ⑨ 『新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障のための ICT を活用した著作物の円滑な利用のための対応について（初中局教科書課長他4課長事務連絡）』 5月7日 **【共通教材指針】**
- ⑩ 『文部科学省情報環境整備に関する説明会（全国の情報教育担当の指導主事等説明会）』 5月11日 **【ICT推進説明会課長メッセージ】**

(1)授業時数などに関する通知

【休校中に家庭学習した部分は学校再開後に再度学習する必要はない】

・・・家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

＜要件＞

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

「3/24休校ガイドライン」

【「要件」と「授業時間」についてQ&Aでは??】

・・・学習状況及び成果の把握の方法の例としては、「ワークブックや書き込み式のプリントの活用」「レポートの作成」「ノートへの学びの振り返りの記録」「登校日における学習状況確認のための小テストの実施」などを挙げており、児童生徒の発達の段階や活用する教材等を踏まえて、教師が適切に学習状況を把握し、フィードバックして学習の改善につなげていただきたいと考えています。

・・・休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した一定の要件を満たす家庭学習の学習状況・成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授業で当該内容を取り扱わないことができることとするものです。・・・状態、家庭学習を授業そのものと認めるものではないため、その学習時間を授業時数としてカウントすることはありません。

「5/13休校・再開Q&A」

【時間数確保のみを求める必要はなし】

・・・標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみ  
をもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされているこ  
とも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮すること。

「5/15学びの保障」

【再開ガイドラインの主旨：感染リスクゼロは求めない】

「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通う  
ことは困難であり，このような状態が長期間続けば，子供の学びの保障や心身  
の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており，「社会全体  
が，長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないとい  
う認識に立ち，その上で，子供の健やかな学びを保障することとの両立を図  
るため，学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ  
段階的に実施可能な教育活動を開始し，その評価をしながら再開に向けての取組を  
進めていくという考えが重要である」とされている。

→「グループ別分散登校」「小学校1年、小学校6年、中学校3年生を優先」など

「5/13休校・再開Q&A」より作成

(2) 教科学習などに関する通知

【学びの保障としての家庭学習：検定教科書を使いICTを活用】

・・・各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等  
に基づく家庭学習を課すこと。

・・・家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、  
指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で  
電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の  
学習を支援すること。

・・・緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一  
律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、・・・家庭のパソコンやタブ  
レット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的  
な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

「4/21学習保障」

(2) 教科学習などに関する通知

【評価は総合的に行うこと】

・・・生徒の学習評価については、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏ま  
え、各学校において総合的に判断して行われるものです。定期考査の実施に  
ついて法的な規定はなく、各学校において学校・生徒の状況等を踏まえ、  
適切に判断いただきたいと思います。

「5/13休校・再開Q&A」

(2)教科学習などに関する通知

【上級学年に送ることは例外】

・・・なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合には、・・・以下のような**特例的な対応**をとることにより、子供たちの「学びの保障」を進めていくことも考えられる。・・・各種の取組を行った上での**補完的な取組**となるよう留意すること。

・・・指導を終わることが難しい場合には、・・・令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、**次学年又は次々学年に移して教育課程を編成**する

・・・学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお本年度中に予定していた内容の指導が終わらない場合の**補完的な取組**であることに留意すること。

「5/15学びの保障」

(2)教科学習などに関する通知

【最終学年を優先した分散登校】

・・・感染症対策として分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な**最終学年（小学校第6学年・中学校第3学年等）の児童生徒が優先的に学習活動**を開始できるよう配慮すること。

・・・なお、高等学校等においても、**進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮**するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること

「5/15学びの保障」



(3)入試に関する通知

【部活動の実績などは参加できたものを総合的に評価する】

・・・入学志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないよう、**参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価**すること等の措置を講じること。  
**「5/13高校入試」**

・・・結果を記載できないことをもって入学志願者が不利益を被ることがないよう、評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で**学ぼうとする意欲**を多面的・総合的に評価すること。・・・大学入学希望理由書等においてこれらの**努力のプロセス等について記載を求める**ことなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知すること。  
**「5/14大学推薦等入試」**

(3)入試に関する通知

【入試の出題範囲は不利益にならないように】

- ・ 中学校第3学年からの出題は、**地域における中学校等の学習状況を踏まえ、適切な範囲や内容となるよう**設定する。
- ・ 地域における中学校等の学習状況を踏まえ、**問題を選択できる出題方法**とする。
- ・ 臨時休業が長期化している都道府県の中学校等に在籍する入学志願者が、臨時休業が長期化しなかった都道府県の高等学校入学者選抜等を受検する場合、面接や作文等の**学力検査以外の方法も用いて選考**を行う。入学志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないよう、**参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価**すること等の措置を講じること。

**「5/13高校入試」**



### (3)入試に関する通知

【入試でもICTを活用したオンライン面接なども例示】

- ICT を活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業 へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出
- 小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出
- ……教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表すること（いわゆる「2年前予告」）を求めているところ、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、総合型選抜及び 学校推薦型選抜において課す学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更すること。

「5/14大学推薦等入試」

### (4)ICT活用などに関する通知

【ICT活用は緊急時のため柔軟対応を求める。オンラインのための著作権処理】

- 通常は学校等において制限をかけている動画視聴やホームページへのアクセスも、現在が緊急時下であること、さらに、これらの媒体により関係機関が多く、の情報を提供していることから、フィルタリングソフトの設定見直しを行うことや、特定の無線アクセスポイントのみ接続許可している設定を外すなど。

「4/23ICT対応連絡」



- 広島県や東京都などでは、公立学校の全生徒のアカウントを民間企業のクラウドサービスに依頼して、オンライン授業を推進しつつある。「公立学校の生徒のアカウントを米国企業のサーバーに置くリスクは…」から、「人員や予算を抑えて迅速に対応するには」といった傾向が強まっている。

(4)ICT活用などに関する通知

【ICT活用は緊急時のため柔軟対応を求める。オンラインのための著作権処理】

- 著作権35条は、紙媒体で授業内で利用する資料に限り、著作物の複製に許諾は不要。しかし、パスワードや利用者が生徒限定でも、ネットを介した授業資料の配布は個別許諾が必要（対象者が生徒に限定されていてもネットを介することは「公衆送信」となるため）。そこで、「授業目的公衆送信補償金制度」が2020年4月よりスタート。学校設置者が、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に届け出て、授業の資料をネットで生徒に配布することが可能になった（2020年は無償、2021年からは補償金（有償）に）

「4/23ICT対応連絡」より作成

(4)ICT活用などに関する通知

- 著作権法35条は、学校内で教員が授業で利用する資料に限定。行政部局の教育委員会等が授業用動画や資料を作成する場合、35条は適用されない（個別許諾が必要）。しかし、今回は教育委員会に限定して可能に。

「5/7共通教材指針」より作成

- 【誤解のないように】教員が作成した授業用の資料であっても、個人のHP等で公開することは、35条の適用外(補償金制度の適用外)。35条は、各学校の教育課程で定められた授業内で使う場合にのみ適用。複製等を利用した授業資料を教員個人がHPで公開する際は、個別許諾が必要（教員個人が出版する実践集や参考書、問題集と同様）。素晴らしい授業用教材を全国の先生方がネットを介して共有化する際には、著作権の扱いには留意してください。

(4)ICT活用などに関する通知

【ICTを活用しない自治体は、活用しない理由に説明責任がある！！】

・・・使えるものは何でも使いましょう。家庭のパソコン、それから、子供本人のパソコンでなくても家族のスマートフォンを使う。携帯各社さん、25歳以下の利用者に対して優遇措置までとっていただけてます。それをできることから、できる人から使いましょう。一律にやる必要はありません。それなのに、「いや、一律じゃないからダメなんだ」と言うのは、やろうと言う取り組みから残念ながら逃げてるというふうにしかな見えなくなります。それは大きな間違いです。できる人からできることから、取り組まなければいけない緊急時です。

「5/11ICT推進説明会課長メッセージ」より

(4)ICT活用などに関する通知

【ICTを活用しない自治体は、活用しない理由に説明責任がある！！】

・・・ルールを守るということは、最終目的ではありません。・・・先生がUSB持ち帰るにしても、先生がパソコンを使うにしても、本来こういうルールがあったら、本来こういう使い方、本来こういう承認が必要だな。今危機的な状況ですから、臨機応変な対応が求められます。それが危機管理です。それをしっかりと対応していただくと。それをぜひ教育委員会の方々、もしくは学校の管理者の方々、管理職の皆様方。ぜひ頭を180度変えて頂きたい。なんでも取り組んでみてください。

・・・現場の教職員がICTを使ってこういうことをやりたい、ああいうことをやりたい、こういうことやっていいんじゃないかと、いうことが、「いや、一律に出来ないから」「いや、ルールにそれ沿ってないから」ということで、否定されると悲鳴が数限りなく寄せられています。おかしいです。今の緊急時、しっかりとICTを使う。それは1番わかってる現場の先生方の取り組みと言うものを潰さないように、しっかりとそこは皆様方が、そこをサポートしていかなくちゃいけない。

「5/11ICT推進説明会課長メッセージ」より

#### (5)「学びの保障」の視点から

- 感染の完全なゼロリスクを求めない（通常のインフルエンザなどと同様に、学級閉鎖や学校閉鎖で対応）ことが【5月1日再開ガイドライン】で提示されたことで、分散登校による感染リスクを少しでも下げる工夫が不可欠。従って、分散登校による対面授業と、家庭学習の組み合わせが必要となる。【一斉対面授業をすぐに全面展開することは困難】。従って、家庭学習をサポートするためにも、オンラインを活用して生徒と教員のつながりを確保することが大切になる。
- 一方、教室内での対面授業では「強制力」があるが、家庭学習で生徒のモチベーションを維持するには、「なぜその課題に取り組むのか」を生徒が自ら納得することが極めて重要。「この課題は大学（高校）入試に出るから、必ず課題を提出するように」だけで家庭学習のモチベーションを維持することは困難では・・・。

#### (5)「学びの保障」の視点から

- 「評価の手の内を見せる」と敬遠する先生方も多いが、生徒が納得しないと家庭学習は進まない。さらに、保護者も「単に作業させているだけでは・・・」とならず、納得して子供をサポートすることが重要。
- 大学では事前に到達目標、さらに評価基準をシラバスで学生に開示するという。到達目標や評価基準を学生が理解していないと、学生は自主的に学習できないことが日本の大学では定着している。
- 実は、学習指導要領で到達目標や評価基準は全国民に示されている。「評価の手の内」は周知の事実であるにもかかわらず、「生徒が評価を気にして全方位的に学習しない」と考えてきた教員も多かったのでは・・・。「主体的に学ぶ」には、単元目標などを生徒が納得して学習を進めることが大切（今後は対面授業でも）。

#### (5)「学びの保障」の視点から

- 例えば、「東北地方の地形や主要都市、主要産業をプリントにまとめる」課題を家庭学習として提示した場合、単に作業・学習課題を指示するのではなく、「この作業により、地形と産業の関係を理解することができます。その際、地図を用いて位置や相互関係を示していることを評価します」と到達目標や評価基準を事前に明示することで、生徒の納得を引き出すことも重要では。
- 「課題漬け」からの「課題疲れ」が生徒も保護者もあるのでは……。家庭学習を「やらせる」のではなく「自ら学ぶ」ことがないと「学びの保障」にはつながらないのでは……。生徒が「何のために、どうして、どのように学ぶか」を**自ら納得すること**が分散登校を支える家庭学習には必要では。
- 教師の「手の内を見せては……」からの意識変化が求められているのでは。

## 2. コロナ禍における地理教育の役割

### (1) 地理教育が担うべきコロナ禍での役割

「来県お断り」徳島県 双眼鏡で県外ナンバーをチェック  
(4月23日・朝日新聞)

<https://www.asahi.com/articles/ASN4Q76Z2N4PPTLC00B.html>

あすたむらんど徳島など9日から再開 徳島県内在住者限定  
(5月9日・徳島新聞)

<https://www.topics.or.jp/articles/-/360692>

### (1) 地理教育が担うべきコロナ禍での役割

- 「大切な家族を護りたい」、「感染の可能性のある人は来て欲しくない」という住民の率直な気持ちは「地域エゴ」なのか？「他県の方はご遠慮ください」は居住地に対する人権への配慮不足なのか？
- 成田空港などでの検疫による「水際対策」に対して、「外国人差別」の批判はほとんどない。一方、徳島県が（岡山県や山形県もSAでの検温でトラブルに）県外からの来訪者をチェックすることは、憲法が保障する基本的人権（移動の自由）との関係をどう位置付けるのか？ その許される地理的範囲は？（国家、首都圏、都道府県、市区町村、集落、マンション単位・・・）
- 住民の素直な不安に寄り添う行政や政治は、民主社会の基本。しかし、ポピリズムとの違いは。（沖縄への訪問自粛はなぜ共感を得られるのか？）

- コロナ禍という生徒が抱える切実な課題に対して、「一人一人の個人がもつ小さな切実な願い」と、社会科・地理が大切にしてきた「公民的資質」の関係は？地理の授業を通じて、教師は生徒と、どう向かい合うのか？
- 「差別はいけません」、「国際協調が大切です」に留まらず、地理、歴史、公民の各分野の「見方・考え方」を活かすことで、コロナ禍での様々な「社会的な問い」を生徒が自ら解決する「学び」が求められるのでは。
- その際、特に地理学というベースとなる学問の成果を踏まえることが重要。「科学的・学問的な知見を踏まえた確かな見方・考え方」が必要。特に、地域の多様性への理解(例：東京都は軽症者用ホテルは確保できたが、埼玉県は住民の反対で確保が困難・・・)は重要。地域の違い、自己と他者の違い等の多様性を理解することが、地理教育で育成すべき大切な学力ではないか。



## (2) 地理教育におけるコロナ禍を教材化する視点

【感染症を地図化することでの事象の空間的理解】



- ジョン・スノーのロンドンのコレラ感染患者分布図と、井戸の分布を重ね合わせ（アナログでのGISのオーバーレイ）。
- 1854年にロンドンのコレラの患者分布を積み上げられた長方形で表現。クラスター(cluster)を示した地図。中央の井戸に集中していることを解明し、井戸水がコレラ感染の原因であることを突き止めた

資料：Wikipedia「ジョン・スノー」より



【感染症を地図化することでの事象の空間的理解】

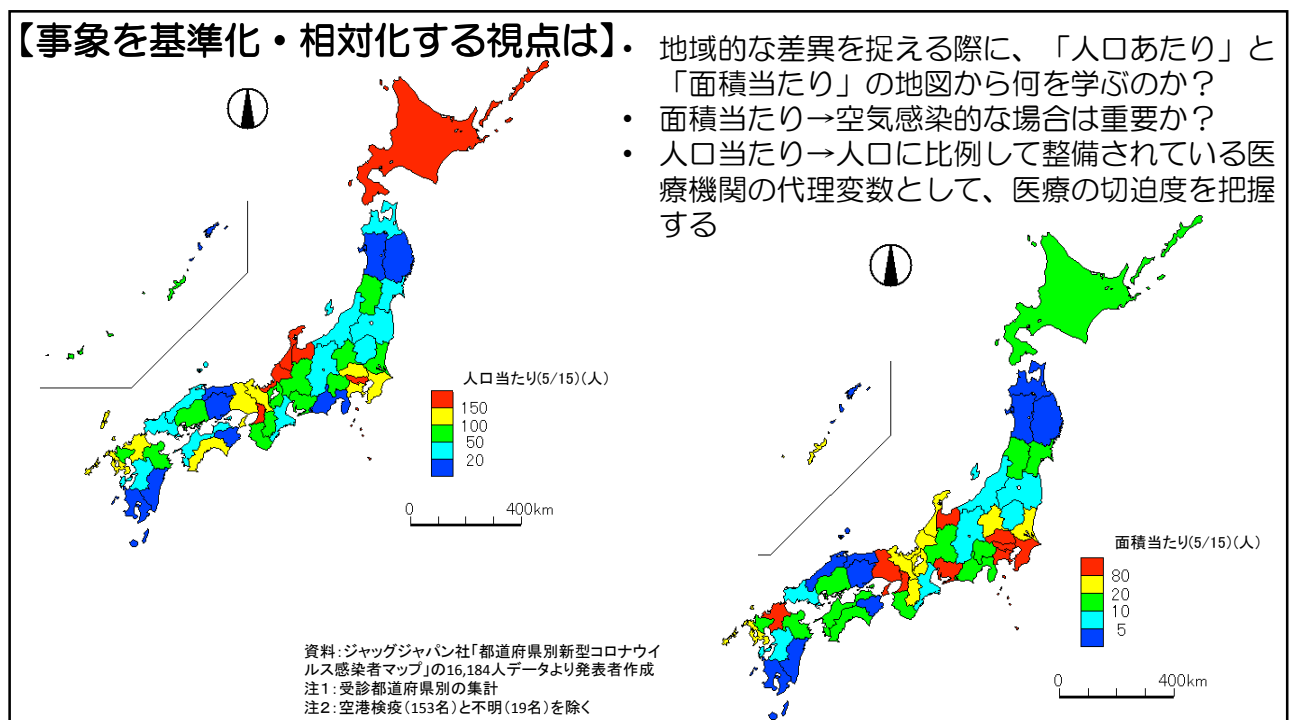
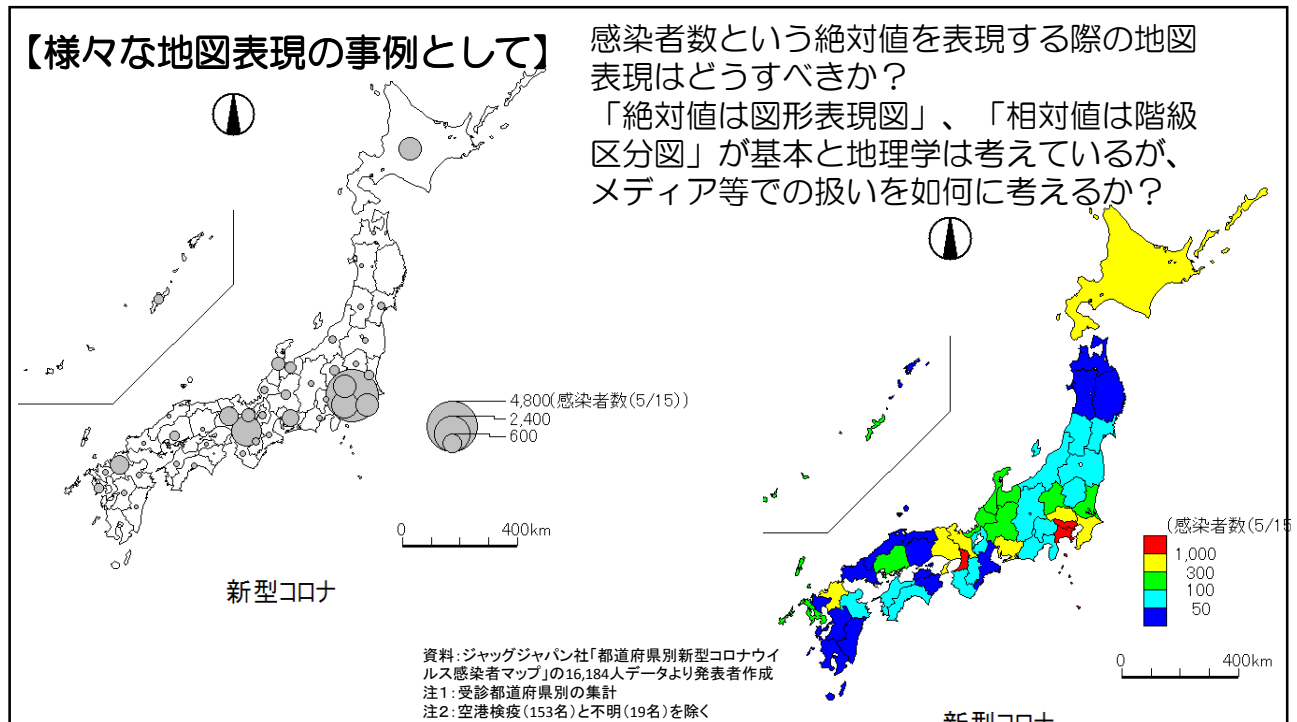
- イタイイタイ病患者の分布を開業医の萩野昇医師が地図化。患者の分布が神通川の流域に沿っていることを発見し、1961年に、三井金属鉱業神岡鉱山から排出されるカドミウムが原因であると発表。

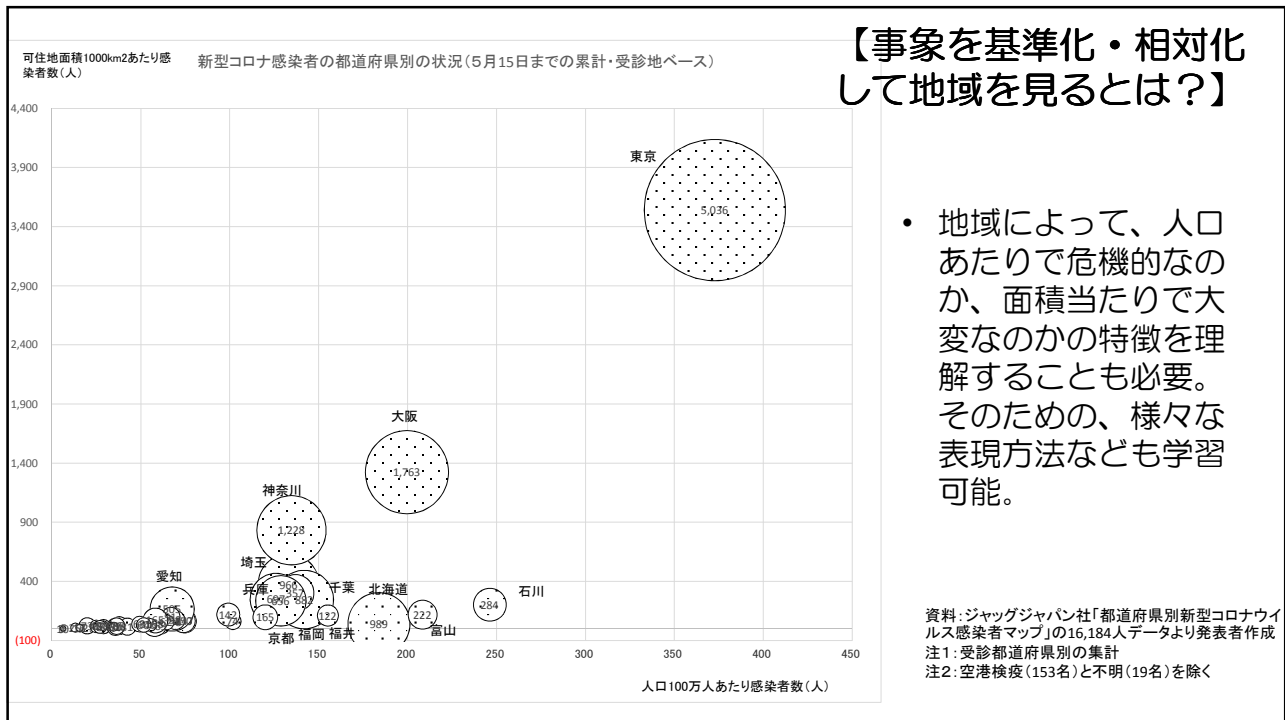
資料：田代博(2016年)『地図がわかれば社会がわかる』より

- 感染症は疫学調査であり、空間的な広がりとの関係性が地理的な見方・考え方の例となる

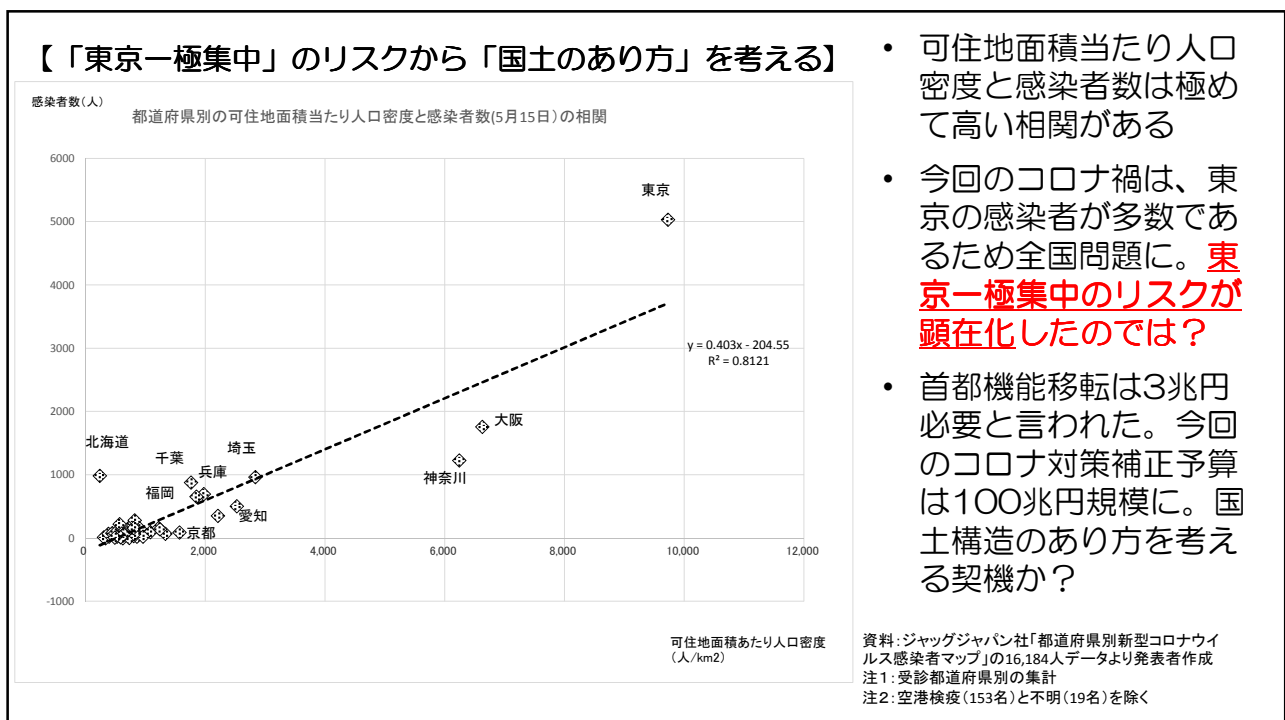
【感染症は、首都大学東京の入試にも出題あり(2017年、2019年)】





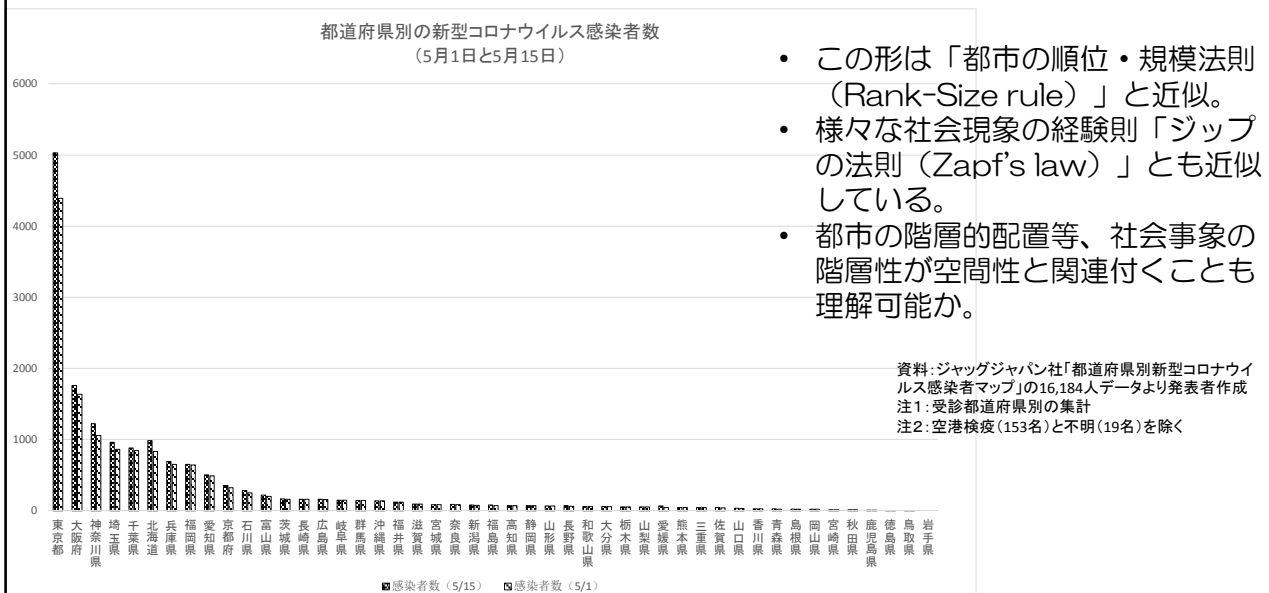


- 地域によって、人口あたりで危機的なのか、面積当たりで大変なのかの特徴を理解することも必要。そのための、様々な表現方法なども学習可能。



- 可住地面積あたり人口密度と感染者数は極めて高い相関がある
- 今回のコロナ禍は、東京の感染者が多数であるため全国問題に。**東京一極集中のリスクが顕在化したのでは？**
- 首都機能移転は3兆円必要と言われた。今回のコロナ対策補正予算は100兆円規模に。国土構造のあり方を考える契機か？

### 【空間的な階層性を理解する事例として】



## (2) 地理教育におけるコロナ禍を教材化する視点

### 【オンライン教育は地理教育と極めて親和性が高い】

- 地理教育はオンライン授業との親和性が極めて高い。GIS、国内外の様々な動画、Googleアース、地理院地図などを生徒の目の前で見せることが可能（教室では、プロジェクターや電子黒板で小さくしか見えない・・・）。ICTを活用した分析や考察は、オンライン授業でより生徒の理解が深まる可能性も。
- 分散登校による対面授業と、家庭でのオンライン授業を組み合わせることで、生徒の理解が深まる可能性もある。その場合、対面授業とオンライン授業の役割分担が極めて重要になるのでは。

## (2) 地理教育におけるコロナ禍を教材化する視点

### 【「3密」回避とフィールドワークのバランス】

- 一方で、フィールドワークを大切にする地理教育では、オンライン授業でのフィールドワークをどの様に実施するのか、その教材研究が急務となっているのでは。VR（Virtual Reality：仮想現実）技術、AR（Augmented Reality：拡張現実）技術、MR（Mixed Reality：複合現実）技術、さらにはSR（Substitutional Reality：代替現実）技術などを活用したリアルタイムのオンライン・フィールドワークなどの技術開発との連携も必要か。
- フィールドワークによる「学び」を「知識・技能」と、「思考力、表現力、判断力」、さらには「学びに向かう力」で捉えることで、オンライン授業でこそ学びが理解が深まるフィールドワークもあるかもしれない・・・。

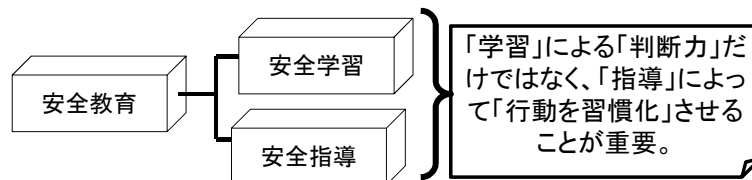
## (2) 地理教育におけるコロナ禍を教材化する視点

### 【防災教育の知見を活かした安全教育の総合化】

- 防災教育は地理教育でも重要なテーマ。「地理総合」でも防災教育は重視されている。防災教育は「学校安全教育」の一環として教育活動が実践。安全教育のなかに感染症も含まれることから、防災教育との関連性を考えることも重要。さらに、「学校安全教育」の中核教科である「保健体育」との連携が一層重要。
- 防災教育、感染症教育を含む安全教育では、「いかに被害を防ぐか」という「リスク・マネジメント（Risk Management）」と、「いかに被害を封じ込めるか」という「クライシス・マネジメント（Crisis Management）」の両面が必要。そのためには、総合的に地域を見る視点も重要（例：「防災は国交省、感染症は厚労省、家畜伝染病は農水省、テロは・・・」）

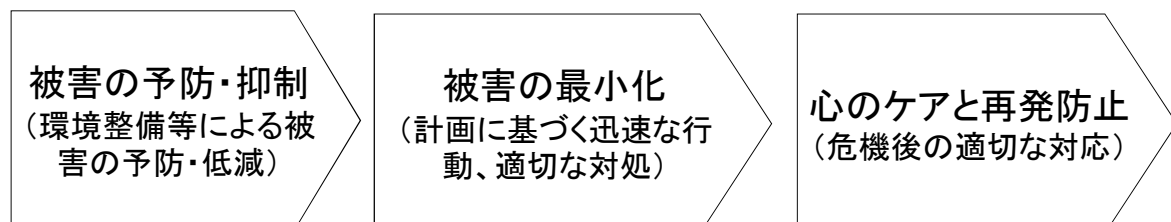
### 【参考：「安全教育」の手法】

- ・「安全教育」は、子どもたちが命を守る行動をとりことが目的であるため、「安全学習」と「安全指導」の両面が必要。
- ・「安全学習」は、基礎的・基本的な事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができる能力の育成。主に保健体育科を中心に、生活科、社会科、理科などの関連させて学習。
- ・「安全指導」は、安全に対する意識を醸成し、実践的な能力と態度を習得させ習慣化させる。主に特別活動の学級活動や学校行事・課外指導において日常から指導。教科などでは、保健体育と道徳の時間でも、習慣化に向けて指導。



### 【参考：「学校安全」のステージ】

- ・「学校安全」は、危険の発生を時間軸で捉え「安全な環境整備により危機発生  
の抑制」、「発生時の適切かつ迅速な対処による被害の最小化」、「危機後の  
心のケアや再発防止」の3段階で対応することが求められており、「学校安全計  
画」はこの3段階で策定されている。



### (3) 社会科教育におけるコロナ禍を教材化する視点

- 今般の「他県お断り」や「自粛警察」から、関東大震災時の「自警団」、太平洋戦争時の「隣組」による相互監視体制等、「歴史の当事者性」につなげる工夫。
- 「他県ナンバーお断り」、「この時期に旅行したなんて許せない」が抱える「不幸の芽」を歴史から学ぶことの重要性
- 感染症が抱える患者への「差別」の不幸な歴史（ハンセン病の歴史など）  
→地理教育としては、ハンセン病療養所の全国における地理的分布、療養所を抱える地域の地域特性や地域構成なども感染症と地理歴史の教育では重要
- 世界史的には、「新大陸」に感染症が持ち込まれたことで、「新大陸」の先住民が滅びた不幸な歴史

### (3) 社会科教育におけるコロナ禍を教材化する視点

- 国際化によるスペイン風邪の世界的流行と戦争の関係  
(スペイン風邪が3つの波で流行したが、軍隊での生活が感染のカギとなっていた。さらに、スペイン風邪の情報が第一次世界大戦のなかでほとんど秘匿されたことや、さらに戦争の悲惨さの陰でスペイン風邪の悲惨さは教訓化されなかったことなど)

岩波書店Web 藤原辰史『パンデミックを生きる指針—歴史研究のアプローチ』

[https://www.iwanamishinsho80.com/post/pandemic?fbclid=IwAR1d\\_F29ikd1vmrL3vkL3rWp0A3rbh8tFDakX5EvCxSPojKbJgyCICvMUS0](https://www.iwanamishinsho80.com/post/pandemic?fbclid=IwAR1d_F29ikd1vmrL3vkL3rWp0A3rbh8tFDakX5EvCxSPojKbJgyCICvMUS0)



### (3) 社会科教育におけるコロナ禍を教材化する視点

- ・ 「家にいましょう」と行動自粛が求められているが、個人にとって行動自粛は経済学的にどの様に捉えるべきか？（「機会費用」概念として、個人の自粛をどう捉えるべきか）
- ・ 諸外国では、なぜ「都市封鎖」ができて、日本ではできないのか。どちらがよいのか（個人では？社会では？）法律的な整理、政治体制での整理など
- ・ 「緊急事態宣言」は憲法的に、政策形成プロセス的に、どの様に捉えるべき？民主的なワイマール憲法のもとでのナチスドイツの「緊急事態条項」にならないために、何が必要、何が重要なのか？

### (3) 社会科教育におけるコロナ禍を教材化する視点

- ・ 地方自治のあり方（例：理容室の自粛要請を巡る政府と東京都の協議など）、地方自治におけるリーダーシップのあり方（例：大阪府や北海道の知事の情報発信と住民の関係など）などを考える事例となるのか？
- ・ 「自粛警察」、「山梨感染女性」事案等、個人の倫理観を社会全体に求めること、社会的な納得可能な倫理観をどのように捉えるのか？
- ・ 「トロッコ問題」的な判断を迫られる？（例：保育所を休園すると働く保護者の経済が困窮。開園すると保育士や子供の感染リスクが高。どちらを選ぶ？）
- ・ 政策の選択を求められる事例として考えると、「主権者教育」との関係でどのような教材化の視点が考えられるのか？

### 3. 「withコロナ、postコロナ」における地理教育のあり方 (問題提起など)

- 地理教育の関係者は、戦後の社会科・地理が大切にしてきた「公民的資質」を育むことで、コロナ禍の様々な課題を解決する生徒を育成することが求められているのでは。
- 「学びに向かう力」を目標とした新学習指導要領のスタート年で、今回の新型コロナ禍に遭遇・・・しかし、授業数が少ない、生徒と対面が限定的等の条件を踏まえて「学び」を分解して理解すると、「禍」ではなく「withコロナ、postコロナ」として地理教育のあり方を再構成することが可能では。
- 現在は「onコロナ」か「withコロナ」か？ 今後も「withコロナ」が数年継続すると思われるが、その後は「afterコロナ」ではなく「postコロナ」になるのか。

### 3. 「withコロナ、postコロナ」における地理教育のあり方 (問題提起など)

- オンライン授業での評価をどうするのか。大学の場合、従来からレポートでの評価も行われていたため、オンライン授業でもレポート評価することで問題ない。学生が自ら資料を探して参考にすることは、大学では評価される。大学では、知識の有無を評価するのではなく、知識を用いた思考力や表現力を判断して評価してきたため、「資料の参照（カンニング?）」は問題にならない。
- 一方、初等中等教育では「知識の定着」は重要な学力であり、定期試験等の筆記試験で評価することが中心。家庭学習での「資料の参照（カンニング?）」をどうするかは、整理が必要。ひいては「資料を探して参考に分析する」評価が成熟すると「postコロナ」における評価のあり方、学校文化が変わるかも。

### 3. 「withコロナ、postコロナ」における地理教育のあり方 (問題提起など)

- 「withコロナ」のなか、葉一（ハイチ）さん、ヨビノリさん、タカタ先生などの「教育系YouTuber」の動画、民間のスタディーサプリ等、N高のネット無料授業、Eテレの高校通信講座などを生徒は多数閲覧。「postコロナ」において、形式知という知識の「情報有意性」だけに依存した教師の授業に、生徒たちが疑問を提起する可能性も（地域や学校、家庭によって反応は様々であるが・・・）。
- 「withコロナ」での子供たちの動向から、「postコロナ」は地理教育のあり方そのものが変化する可能性も。その際、地理教育は何ができるのか、何をしなくてはいけないのか、地理教育は「withコロナ、postコロナ」でどうあるべきかなどに向けて、先生たちの実践が益々重要になっている。

オンラインでのご清聴（？）

ありがとうございました

※今日の報告は、一人の地理学、政策科学の研究者としての個人的な研究成果の報告であり、所属機関の公式見解ではありません。

三橋浩志（文部科学省 初等中等教育局）  
mitsuhi@mext.go.jp